

大阪大学国際公共政策学会会則

(名称)

第1条 本会は、大阪大学国際公共政策学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、国際公共政策に関する会員相互の学術研究交流を促進し、及び大阪大学大学院国際公共政策研究科における研究教育を支援することによって、国際公共政策研究の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 『国際公共政策研究』（電子版）の発行
- 二 大阪大学大学院国際公共政策研究科の行う事業に対する援助
- 三 その他評議員会が適当と認めた事業

(構成員)

第4条 本会は、普通会员、学生会員及び賛助者で構成される。構成員である期間は、4月1日から翌年3月31日の1年間（4月会員）、又は10月1日から翌年9月30日の1年間（10月会員）のいずれかとする事ができる。

2 次に掲げる者は、普通会员となる事ができる。

- 一 大学又は研究機関の教授、准教授、講師、助教又は研究員等
- 二 大学院修士課程若しくは博士課程を修了した者又は博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者
- 三 その他評議員会が承認した者

3 大学院修士課程又は博士課程の学生は、学生会員となる事ができる。

4 本会の事業を賛助する者は、賛助者となる事ができる。

5 普通会员及び学生会員としての入会は、評議員2名の推薦に基づき、運営委員会の承認を経てこれを認める。ただし、大阪大学大学院国際公共政策研究科に専任教員又は正規学生として在籍する者又は在籍したことのある者は、評議員による推薦を要しない。

(構成員の権利)

第5条 会員は、『国際公共政策研究』の投稿者となる事ができる。

2 会員は、評議員会が定める条件に従い、第3条第3号に掲げる事業に参加する事ができる。

3 賛助者は、本会ホームページにおいて氏名及び所属機関等の情報を記載する事ができる。

(会費)

第6条 会員は、評議員会が定めるところに従って、会費を納めなければならない。

(会費滞納者に対する措置)

第7条 前条の会費を滞納する者に対する措置は、評議員会において定める。

(会長)

第8条 会長は、大阪大学大学院国際公共政策研究科長をもってあてる。

2 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

(組織)

第9条 本会に次の組織を置く。

一 評議員会

二 運営委員会

(評議員会)

第10条 本会の運営は、評議員会の議決によって行う。

2 評議員は、大阪大学大学院国際公共政策研究科基幹講座の教授、准教授、講師及び助教をもってあてる。

3 評議員会は、前項に掲げる者以外の者を評議員とすることができる。

4 評議員長は、会長をもってあてる。

5 評議員会の定足数、議決の方法その他会議の運営に関する事項は、評議員会において定める。

6 評議員会は、この会則が定めるもののほか、本会の運営に必要な細則を定めることができる。

7 本会の予算及び決算については、評議員会の承認を得なければならない。

(運営委員会)

第11条 本会の日常の会務を遂行するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、評議員長、会計委員及び監査委員並びに企画・編集など本会の運営に必要なその他の委員をもって組織する。

3 前項の委員（評議員長を除く。）は、評議員会の承認を得て、評議員のうちから評議員長が任命する。

4 会計委員は、本会における会計の会務を遂行する。

5 監査委員は、本会における会計及び会務の執行を監査する。

6 委員（評議員長を除く。）の任期は、2年とする。会計委員及び監査委員は、引き続いて再任されることはできない。

7 本会は、評議員会の承認を得て、編集委員会をおくことができる。

(事務所)

第12条 本会の事務所は、大阪大学大学院国際公共政策研究科（大阪府豊中市待兼山町 1-31）内に置く。

(会則の改正)

第13条 この会則の改正は、評議員会の議決によって行う。

附則

この会則は2008年2月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この会則は2016年1月15日から施行する。

附則

この会則は2016年1月15日から施行する。

附則

この会則は2017年7月1日から施行する。

附則

この会則は2026年2月18日から施行する。

細則及び申し合わせ

(1) 大阪大学国際公共政策学会会費規定(2022年1月20日、第2回評議員会承認) 本会の会費は、次の通りとする。

- 一 普通会员年額 2,500 円
- 二 学生会員年額 2,500 円
- 三 賛助者年額 2,500 円

(2) 大阪大学国際公共政策学会評議員会議事規定(1998年5月21日、第1回評議員会承認)
(定足数)

第1条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることはできない。

(議決)

第2条 評議員会が、その議決を投票によって行う場合には、出席し、投票する評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、評議員長の決するところによる。

(3) 第4条第2項第2号及び第4条第3項にいう「修士課程」とは修士の学位の授与を目的とする課程（博士前期課程を含む。）をいい、「博士課程」とは博士の学位の授与を目的とする課程（博士後期課程）をいう。